

# 愛西市地域公共交通計画策定業務委託 特記仕様書

## 第1章 総則

### (適用範囲)

**第1条** 本特記仕様書は、愛西市地域公共交通活性化協議会（以下「発注者」という。）が実施する「愛西市地域公共交通計画策定業務委託」（以下「本業務」という。）に関し、受託者（以下「受注者」という。）が遵守しなければならない主な仕様を定めるものである。

### (目的)

**第2条** 本業務は、人口減少・高齢化の進展、若者の市外流出、自家用車依存の強まりといった社会情勢の変化に対応し、愛西市の地域特性に即した持続可能で利便性の高い公共交通体系の実現に向けた、愛西市地域公共交通計画を策定することを目的とする。

### (背景)

**第3条** 愛西市の地域公共交通は、合併前に旧佐屋町で「公共施設巡回バス」、旧佐織町で「総合福祉センター巡回バス」を導入し、住民の公共施設利用の利便性向上を目的に運行してきた。その後、平成17年の町村合併に伴う市制施行によりこれらの取り組みが市に引き継がれ、平成19年には旧立田村・旧八開村地域にも運行を拡大し、市域全体を対象とした「愛西市巡回バス」として再編し、それ以降、庁舎間連絡ルートの新設や医療機関へのアクセス改善など、地域の要望や利用実態に応じた見直しを重ねながら、市民の日常的な移動を支えてきた。

一方、公共交通を取り巻く状況は大きく変化しており、全国的な課題である人口減少・高齢化の進展や若者の市外流出、自家用車依存の強まりを受け、愛西市においては誰もが安全・安心に移動できる仕組みを確保することが喫緊の課題となっている。市民からは通院や買い物に適した便の不足、停留所の利便性に関する意見が寄せられており、利用者負担が小さい一方で市の財政負担が大きい現行制度の持続可能性も問われている。

また、公共交通は高齢者や障がいのある方をはじめとするすべての市民の社会参加を支える生活基盤であり、医療機関や福祉施設へのアクセス改善など地域福祉施策との連携や観光資源との連携による本市の魅力向上への寄与も期待されている。

このような背景を踏まえ、本業務は、愛西市総合計画や都市計画マスタープランで掲げる将来都市構造との整合を図りつつ、地域公共交通の現状と課題を体系的に分析・評価し、市民、交通事業者、行政等の多様な主体との「共創」を基本として、地域の実情に即した公共交通の将来像を明らかにしたうえで、地域公共交通計画を策定し、コンパクトプラスネットワークの実現を図るものである。

(業務場所)

第4条 本業務における業務場所は、愛西市全域とする。

(監督員の指示及び疑義)

第5条 受注者は、本業務実施にあたり、本特記仕様書及び発注者が指定する監督員（以下「監督員」という。）の指示に従わなければならない。ただし、本特記仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、その都度発注者及び受注者の協議の上、決定するものとする。

(管理技術者及び照査技術者)

第6条 本業務の管理技術者は、技術士（建設部門（都市及び地方計画））の資格保有者であり、過去5年間に地方公共団体又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条で規定する協議会が発注する法第5条で規定する地域公共交通計画の策定業務実績（元請に限る）について、管理技術者又は担当技術者としての実績を有していなければならない。

2 本業務の照査技術者は、技術士（建設部門（都市及び地方計画））の資格保有者でなければならない。

(業務計画)

第7条 受注者は、契約締結後速やかに、発注者と十分な打合せを行い、次の各号に掲げる書類を発注者に提出し、承認を得なければならない。

- (1)着手届
- (2)工程表
- (3)管理技術者届及び照査技術者届（経歴証明書及び保有資格証明書）
- (4)業務計画書
- (5)その他発注者が必要と認める書類

(テクリスの登録)

第8条 受注者は契約時又は変更時において、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、発注者の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内、完了時は業務完了後10日以内、期間内に適宜登録機関に登録申請しなければならない。

(損害賠償)

**第 9 条** 本業務遂行中に第三者に与えた損害は、全て受注者の責任において処理解決するものとし、その発生原因、経過並びに被害状況等を発注者へ正確かつ迅速に報告するものとする。

**(秘密の保持)**

**第 10 条** 受注者は、本業務遂行中に知り得た事項及び内容全般について、発注者の許可なく他に漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とする。

**(個人情報の取扱い)**

**第 11 条** 受注者は、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利・利益を侵害しないようその内容の保護に努めなければならない。

**(工期)**

**第 12 条** 本業務の工期は、契約締結の日から令和 10 年 3 月 20 日までとする。

**(成果品の納入場所)**

**第 13 条** 本業務成果品は、発注者（事務局：愛西市総務部総務課）へ納入するものとする。

**(完了)**

**第 14 条** 受注者は、業務完了報告書、成果品納品書とともに成果品を提出し、完了検査を受けるものとし、修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

**(成果品の帰属)**

**第 15 条** 本業務における成果は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の承認を受けずに、複製や他への公表、貸与をしてはならない。

**(瑕疵等)**

**第 16 条** 受注者は、本業務完了後であっても、受注者の瑕疵等に起因する不良な箇所が発見された場合、速やかに発注者の必要と認める修正その他必要な作業を受注者の負担で行うものとする。

## **第 2 章 業務内容**

**(令和 8 年度業務内容)**

**第 17 条** 令和 8 年度の業務内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

**1. 愛西市の地域概況の把握**

### (1) 愛西市の概況

公共交通計画を策定するうえで必要となる基礎指標として、愛西市の人口動向や都市機能施設の立地状況及び交通特性を把握する。

### (2) 上位・関連計画の整理

公共交通計画を策定するうえで必要となる基礎条件として、愛西市総合計画や各種関連計画を整理し、愛西市の公共交通に関連する方針や施策を整理する。

## 2. 公共交通の現状の把握

### (1) 公共交通ネットワークの形成状況

市内を運行する公共交通ネットワーク及び交通結節点の整備状況を整理するとともに、隣接市町との公共交通ネットワークの形成状況を整理する。

### (2) 公共交通の利用状況

市内を運行する公共交通の各路線の利用者推移について、路線変遷（路線新設、変更、廃止等）等と合わせて整理する。

### (3) 公共交通の運行実態

市内を運行する公共交通の各路線のサービス水準（運行時間帯・運行本数等）、運行経費（国、県補助金、市負担金、運賃等収入の内訳）及び収支率等運行実態の推移を整理する。

## 3. 市民ニーズ等の把握

### (1) 市民アンケート

市民の日常的な移動実態や公共交通のあり方に対する意向を把握するため、15歳以上の市民 3,000 人程度を対象としたアンケートを企画、実施、集計及び分析を行う。

なお、市民アンケートの実施に係る発送用封筒及び発送用宛名（タックシール印刷）は発注者から提供するものとし、それ以外の作業（調査票の印刷、返信封筒印刷、料金受取人払い申請、調査結果の入力、集計、分析等）は受注者作業とする。

### (2) バス乗降調査

路線別、便別のバス停間 OD（乗降バス停）等の利用実態を把握するため、乗降調査を企画、実施、集計及び分析を行う。

調査対象は、愛西市が運行する「愛西市巡回バス」の平日 1 日の全便を対象とする。

調査方法は、車内に OD カード及び後述の利用者アンケートを設置し、運転手から利用者へアンケートの協力依頼を行い実施する。

なお、バス乗降調査及び利用者アンケートの調査票を設置する機材は受注者が用意すること。

### (3) バス利用者アンケート

公共交通の利用実態や利用を踏まえた意向等を把握するため、上記（２）バス乗降調査の実施に合わせて利用者アンケートを企画、実施、集計及び分析を行う。調査対象は、愛西市が運行する「愛西市巡回バス」の平日１日の全便の利用者を対象とするが、調査票の配布は１人あたり１日１通とする。

調査方法は、前述のバス乗降調査（ODカード設置）に合わせて、利用者アンケート（調査票）を設置し、運転手から利用者へアンケートの協力依頼を行い実施する。

なお、バス乗降調査及び利用者アンケートの調査票を設置する機材は受注者が用意すること。

#### **（４）交通事業者等関係者ヒアリング**

市内公共交通の運行に係る安全を確保するうえでの問題点や改善事項、より良い公共交通利用感を創出するためのアイデアなどについて、市内公共交通を運行する交通事業者を始めとする福祉バス事業者等、公共交通の多様な関係者を対象としたヒアリング調査を実施し、本業務の基礎資料とする。

#### **（５）その他**

より多くの多様な市民からの意見を把握する手法については、受託者の提案を踏まえて協議する。

### **４．地域公共交通懇談会の開催支援**

市内居住者を対象に、地域別の移動実態や公共交通の現行サービスに対する改善点や利用促進に係るアイデア等を把握することを目的とした地域公共交通懇談会を開催する。

なお、開催数は１回以上、４地域（佐屋地域、立田地域、八開地域、佐織地域）合同開催を基本とし、発注者は参加者の募集、開催会場の確保等を行い、受注者は当日の資料作成、運営支援、議事要旨の作成を行う。

なお、地域公共交通懇談会に学識者等が出席した際の謝礼金及び運営に関し必要な備品等の費用は本業務に含むものとする。

### **５．愛西市における地域公共交通の課題及び地域公共交通計画（骨子案）の提案**

これまでの検討結果を踏まえ、愛西市の地域公共交通の確保・維持・改善に係る課題を整理するとともに、地域公共交通の基本方針や各種施策を盛り込んだ愛西市地域公共交通計画の骨子案を提案する。

### **６．業務報告書の作成**

上記検討の経緯及び結果について分かりやすくとりまとめ、業務報告書の作成を行う。（提出期限：令和９年３月２０日）

## 7. 打合せ等

### (1) 地域公共交通協議会の運営支援

地域公共交通協議会の開催に必要な資料作成を行うとともに、会議への出席、及び議事要旨の作成を行う。なお、会議の開催数は以下に示す3回の予定とする。

第1回 ・業務の目的、主旨、策定までのスケジュールについて

・市民ニーズ等の把握（調査票案）について

第2回 ・市民ニーズ等の把握（アンケート・ヒアリング結果）について

・愛西市の地域概況、公共交通の現状について

第3回 ・愛西市における地域公共交通の課題について

### (2) 打合せ

打合せは4回行うことを原則とするが、業務実施上に、疑義が生じた場合は、速やかに本市監督員と協議する。

## 8. その他

本業務は、国の「令和8年度地域公共交通アップデート化事業（市町村型）」の補助金の交付を受けて実施する予定である。したがって、業務の提案および実施にあたっては、同事業の交付要綱及びその他関連規定等を十分に確認・遵守し、適合する内容としなければならない。

### (令和9年度業務内容)

第18条 令和9年度の業務内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

#### 1. 愛西市地域公共交通計画（案）の検討

令和8年度に作成した地域公共交通の課題及び愛西市地域公共交通計画（骨子案）の提案に基づき、以下に記載される事項を盛り込んだ愛西市地域公共交通計画（案）の検討を行う。

<愛西市地域公共交通計画に盛り込むべき事項>

- ① 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ② 地域公共交通計画の区域
- ③ 地域公共交通計画の目標
- ④ 目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
- ⑤ 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥ 地域公共交通計画の計画期間
- ⑦ 立地の適正化及び観光振興に関する施策との連携に関する事項
- ⑧ その他必要事項

## 2. 地域公共交通懇談会の開催支援

これまでの検討結果を踏まえた愛西市地域公共交通計画（案）について、地域公共交通計画の目標や目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項等を説明する地域公共交通懇談会を開催する。

なお、開催数は1回以上、4地域（佐屋地域、立田地域、八開地域、佐織地域）合同開催を基本とし、発注者は参加者の募集、開催会場の確保等を行い、受注者は当日の資料作成、運営支援、議事要旨の作成を行う。

なお、地域公共交通懇談会に学識者等が出席した際の謝礼金及び運営に関し必要な備品等の費用は本業務に含むものとする。

## 3. 地域公共交通計画書の作成

上記までの検討の経緯及び結果を踏まえ、愛西市地域公共交通計画（案）の作成を行い、その案をパブリックコメントにて広く市民等へ周知した上で、パブリックコメントを反映した地域公共交通計画書の本編及び概要版の作成を行う。

## 4. 業務報告書の作成

上記検討の経緯及び結果について分かりやすくとりまとめ、業務報告書の作成を行う。（提出期限：令和10年3月20日）

## 5. 打合せ等

### （1）地域公共交通協議会の運営支援

地域公共交通協議会の開催に必要な資料作成を行うとともに、会議への出席、及び議事要旨の作成を行う。なお、会議の開催数は以下に示す4回の予定とする。

第4回 ・地域公共交通計画（骨子案）について

第5回 ・地域公共交通計画（案）について

第6回 ・地域公共交通計画（案）について

第7回 ・パブリックコメントの結果について

### （2）打合せ

打合せは4回行うことを原則とするが、業務実施上に、疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議する。

## 第3章 成果品

### （成果品）

第19条 本業務の成果品は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 業務報告書（各年度） 2部

- |                      |      |
|----------------------|------|
| (2) 地域公共交通計画本編       | 50 部 |
| (3) 地域公共交通計画概要版      | 50 部 |
| (4) その他、監督員が必要と認めたもの | 一式   |
| (5) 上記電子データ          | 一式   |